

季刊 スケットニュース

# SKET NEWS

VOL.34 平成30年【新春号】



東西商工協同組合

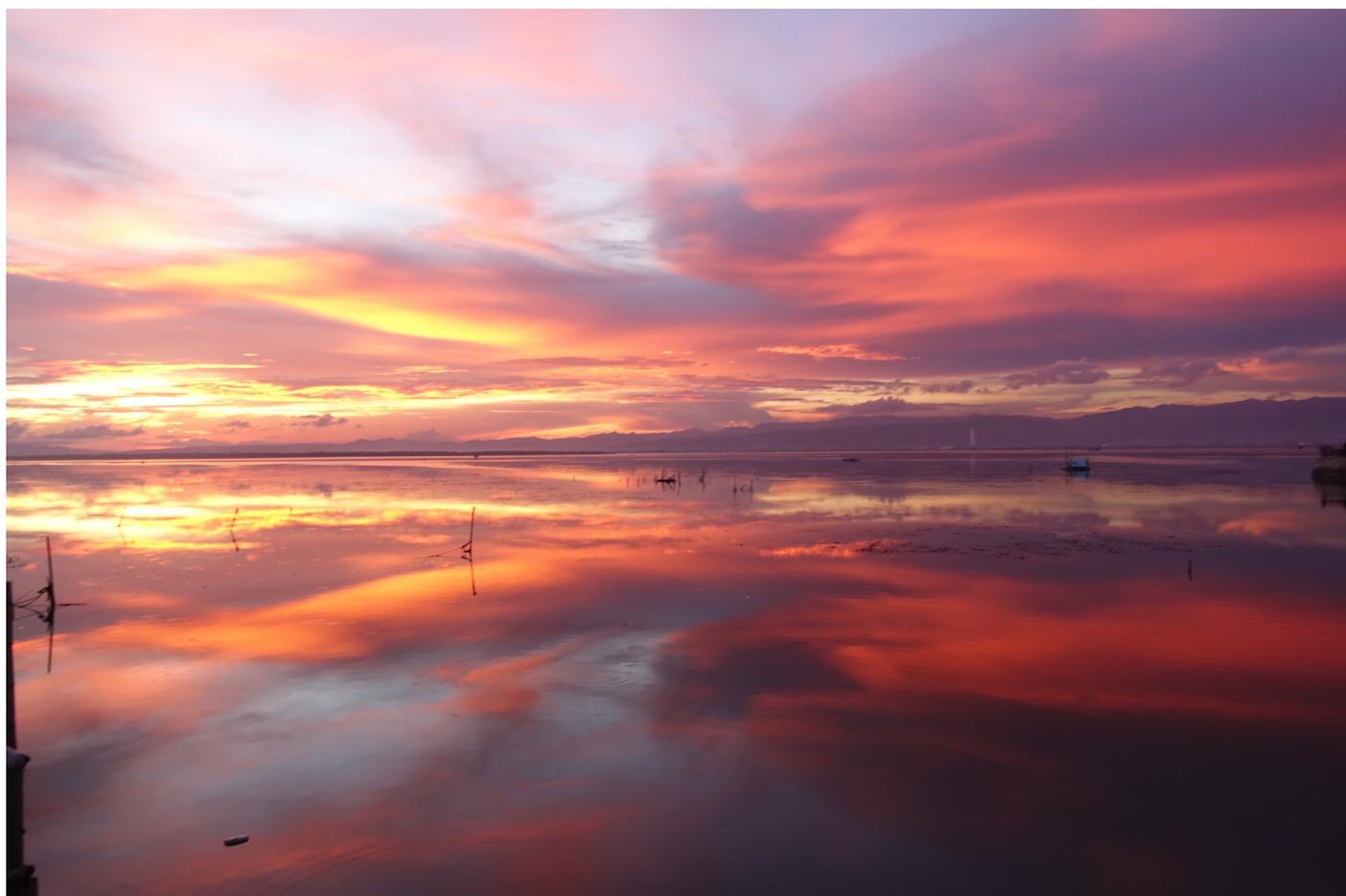
〒108-0014  
東京都港区芝4-3-5 岡田ビル  
TEL: 03-5442-2277  
FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>

Sket-Town (組合員専用ページ)

<http://www.sket-town.com/>



組合職員撮影 (フィリピン・セブ)

## contents

- 1 新年のご挨拶
- 2 各部より～組合員の皆様へ～
- 3 一般監理団体許可取得
- 4 外国人技能実習生日本語弁論大会広島大会
- 5 特殊車両通行許可オンライン申請
- 6 インフルエンザの感染を防ぐポイント



組合Facebookページ随時更新中!

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

## 新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

平素は、弊組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

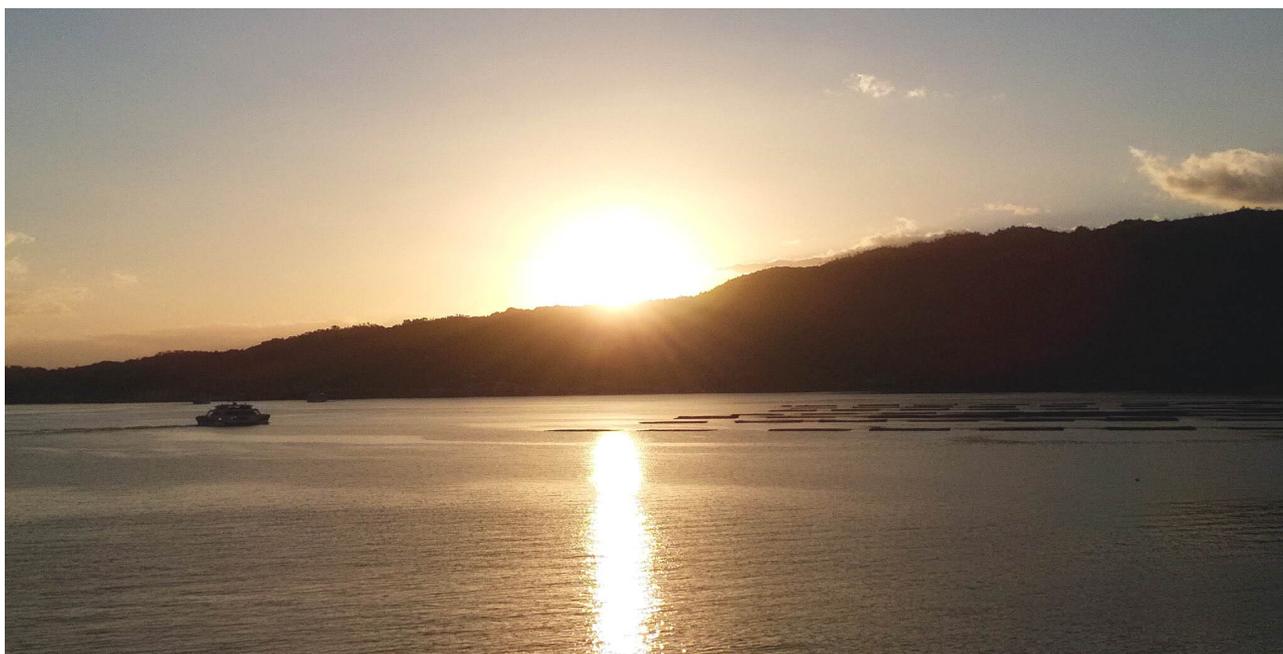
本年が組合員・関係各社の皆様方にとって希望に溢れ、幸多い1年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。さて、昨年の経済は全体的には緩やかな回復基調となりましたが、景況感は業種でまだ模様で、業種によっては人手不足からの事業縮小もありました。各国首脳が変わり外交問題や東アジアにおける安全保障問題も話題に上がりました。そのような時勢にある中で、ETCカード事業では、2017年4月から重量制限を超過するいわゆる車限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置が始まり、組合員の皆様におかれましては日頃から車両制限令(車限令)順守へのご協力ありがとうございます。また、ETC2.0搭載車に限り2018年3月まで実施されている激変緩和措置の再延長の有無が注目されます。昨今の運送業界では人材不足が深刻化しておりますが、高速道路料金においてはこの措置が延長されて皆様方のメリットとなることを願うばかりです。

また外国人技能実習生受入事業では、2017年11月に技能実習法が施行され、12月には弊組合も一般監理団体として認定をされました。期間の延長、受入枠の拡大等と良いことありますが、一層制度の適正化が求められるとともに、今までの手続きに比べてよりキメ細やかな対応が必要となります。組合員・関係各社の皆様方のご協力を得ながら、乗り越えていく所存です。

今後も弊組合は国の政策動向を正確・迅速に捉え、「相互扶助の精神」に基づき、組合員の皆様に最適なサービスを確実に提供していくことにより、これまで以上に信頼と安心をいただける事業運営をしていく所存であります。

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

代表理事会長 岡田節憲  
代表理事 理事長 金尾健大



広島県 宮島の初日の出

## 各部より ～組合員の皆様へ～

### 営業部 (ETCカード事業)

昨年4月より、高速道路6社では、道路の老朽化対策を進めていく上で、重量制限を超過する大型車両の道路に与える損傷は極めて大きいことから車両制限令違反車両に対して指導取り締まりが強化されました。また、「ETC2.0搭載車」に限り、ETCコーポレートカード利用車両は拡充割引の延長（平成30年3月末まで）となっておりますが、この拡充

割引が引き続き延長されるのかどうかは現在定かではありません。高速道路を利用される組合員様にとって気になる1年となりそうですが、弊組合におきましては、引き続き組合員皆様への情報提供を密にし、組合員の皆様と共に発展できるよう組合サービス内容の強化を努めてまいります。今年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

### 国際部 (外国人技能実習生受入れ事業)

昨年11月から技能実習法が施行され、外国人技能実習制度が大きく変わったのは周知のとおりです。従来の資格変更、期間更新、在留認定の手続きも総て事前に、技能実習計画書を実習生一人一人に対して作成し、技能実習機構の認定を受けて、初めて入国管理局への申請が出来るという、たいへん煩雑な

手続きを経る事となりました。技能実習生を受け入れている組合員の皆様には、申請書類作成にあたり、いろいろとお手間を取らせることとなりますが、組合といたしましても申請作業が円滑に進みますよう全力を尽くして参りますので、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 業務部

新年度からは、まずETCカード事業の割引率変更とETC2.0の普及促進など、外国人技能実習生事業では、新法成立に伴う様々な手続きの変更など、各事業で大きな変化が予想されます。業務部では

こうした変化に対して、コンプライアンスを重視しながらスムーズな対応ができるよう、各部門をサポートして参ります。

### 広島事務所

広島事務所は、西日本エリアをカバーし、本部に続く第2の核として活動しております。特に直営の研修センターを併設し、実習生の入国から帰国まで細部にわたりケアしております。そのなか、立場はそれぞれ違えど組合員様、実習生との人と人のつ

ながりを旨としております。ますます需要が高まる実習制度の中、所員一同、レベルアップを図って頑張っていく所存です。

## 一般監理団体の許可を取得しました

11月1日より施行された新「技能実習法」では、監理団体（組合など）は、許可制となりましたが、この度、12月20日付で当組合は技能実習機構より「一般監理団体」の許可をいただきました。

「一般監理団体」とは、いわゆる「優良」にあたる団体で、実習実施者（受入企業）と技能実習生が一定の条件を満たせば、技能実習3号（4年目・5年目）の受入れが可能になり、これまで3年が限度だった技能実習生の在留期限が、5年まで延長可能となります。

これを機に、さらに受入企業様のお役に立てるよう、努力してまいります所存です。

監理団体許可証	
許可番号	許1704000507
許可年月日	平成29年12月20日
法人の名称	東西商工協同組合
住所	東京都港区芝4丁目3番5号 岡田ビル2F
法人の種類	中小企業団体
事業所の名称	東西商工協同組合
事業所の所在地	東京都港区芝4丁目3番5号 岡田ビル2F
許可の別	一般監理事業 ・ 特定監理事業
有効期間	平成29年12月20日から 平成34年12月19日まで
取扱職種の範囲等	別紙のとおり
許可の条件	別紙のとおり
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。	
平成29年12月20日	
法務大臣 上川 陽子	
厚生労働大臣 加藤 勝信	
事業所枝番号	001

季刊 スケットニュース

# SKET NEWS

季刊 スケットニュース

# SKET NEWS



HPから「SKET NEWS」  
閲覧可能です。

東西商工



弊組合ホームページにSKET NEWS閲覧ページを追加致しました。

※前号より見やすいように文字を大きくしました。

さらに情報量を確保するため、記事の書き方やレイアウトを工夫します。

## 日本語能力試験への挑戦

去る12月3日、全国各所で日本語能力試験が実施され、当組合の外国人技能実習生も多数受験しました。年2回実施されるこの試験ですが、今回は309名の技能実習生が挑戦しました。内訳は右の表の通りです。当組合では日本語能力向上の為、この日本語能力試験、JITCO作文コンクール、日本語弁論大会へのチャレンジを推奨しています。今回の試験の結果は2月ごろには判明しますので本誌次号にてご報告いたしますのでご期待ください。

	男	女	合計
N1	0	5	5
N2	10	46	56
N3	62	82	144
N4	40	64	104
合計	112名	197名	309名

季刊 スケットニュース

# SKET NEWS

## 外国人技能実習生日本語弁論大会 広島大会開催

去る、11月26日（日）、台風のために延期されていた全国ビジネスサポート協同組合連合会（NBCC）主催の外国人技能実習生 日本語弁論大会 広島大会が、広島修道大学で開催されました。

当日は、総勢330名の参加があり、当組合からは発表者9名を含む、133名の参加でした。

公益財団法人国際研修協力機構広島駐在事務所の

所長の養学重雄氏を審査委員長とする審査員の皆様による厳正な審査の結果、発表者の奮闘にも拘らず、当組合からは入賞者がありませんでした。これまでは、毎回必ず入賞者が出ていたので大変残念な結果と言わざるを得ません。当組合としても次回以降、必ず上位入賞を果たせるよう、指導してまいります。



発表者・応援者と組合役員とで壇上で記念撮影



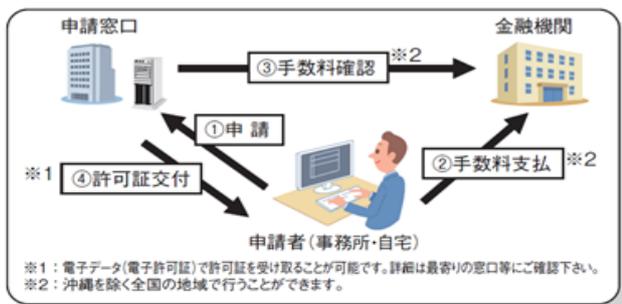
熱気あふれる会場

# 特殊車両通行許可オンライン申請と「特車ゴールド」制度

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネルなどで総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには「特殊車両通行許可」が必要になります。

## 1. オンライン申請

この特殊車両許可申請をインターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅などで行うのがオンライン申請です。オンライン申請には、以下のメリットがあります。



- ① 窓口に出向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- ② 個別審査がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。
- ③ 過去の申請データが再利用でき、更新時などの申請書作成が簡素化されます。
- ④ パソコン画面のデジタル地図上で、通行経路を指定できます。
- ⑤ 経路を選択しながら、事前に通行条件を確認できます。
- ⑥ 自動車検査証の写しの添付が不要です。

## 2. 「特車ゴールド」について

このオンライン申請を、ETC2.0車載器を搭載した車両に限り手続きをさらに簡単にした制度が「特車ゴールド制度」です。

### (1) 特車ゴールドの利用条件

- ① 業務支援型ETC2.0車載器を搭載した車両である事
- ② 車両諸元が規定数値以内である事。(下表参照)
- ③ 経路に大型車誘導区間が含まれていること。
- ④ オンラインにより、事前登録申請する事

	車両諸元					
	新規格車			新規格車以外		
	単車	連結車		単車	連結車	
追加 3車種		特例 5車種	セミトレー連結車(国際海上コンテナ車含む) 特例5車種及び追加3車種		フルトレー 連結車	ダブルス
幅	2.5m以下					
高さ	3.8m以下		4.1m以下			
長さ	12m以下		17m以下 (後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m以上4.2m以下の場合17.5m以下 3.8m以上4.2m以下の場合18m以下)		19m以下	21m以下
最小回転半径	12m以下					
総重量	25t以下	26t 以下	39t 以下	44t以下		
軸重	10t以下		11.5t以下		10t以下	
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18t以下、1.8m以上の場合は20t以下 (隣り合う車重に係る軸距が1.3m以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が いずれも9.5t以下の場合は19t以下)					
軸荷重	5t以下		5.7t以下		5t以下	

「特車ゴールド」対象車両諸元

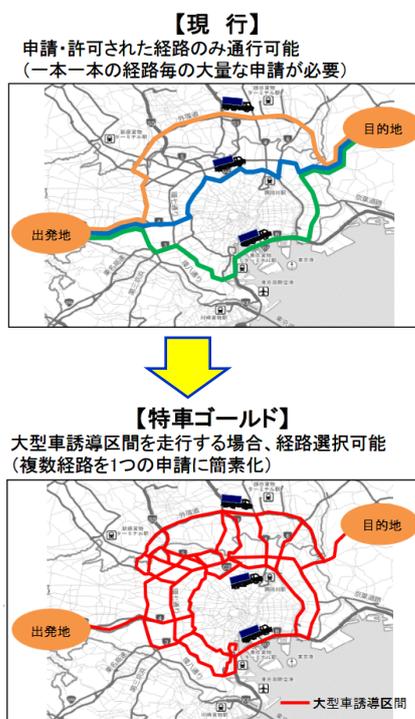
### (2) 特車ゴールドのメリット

#### ① 許可更新の簡素化

特車ゴールド制度を利用すると、有効期限の更新時には申請書を自動作成し、電子メールで申請者に送付されます。メールの指示に従い、更新に同意(ワンクリック)するだけで更新申請ができます。

#### ② 大型車誘導区間の通行が自由になる

事故や災害などで通行止めになった場合、特車ゴールド制度は、大型車誘導区間内であれば自由に迂回できます。輸送を効率化できます。



【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】  
 URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

## インフルエンザの感染を防ぐポイント 「手洗い」「マスク着用」「咳（せき）エチケット」

### 1.インフルエンザの恐ろしさとは？

インフルエンザは、インフルエンザウイルスが体内に入り込むことによって起こります。インフルエンザのウイルスにはA型、B型、C型と呼ばれる3つの型があり、その年によって流行するウイルスが違います。これらのウイルスうち、A型とB型の感染力はとても強く、日本では毎年約1千万人、およそ10人に1人が感染しています。

インフルエンザにかかっても、軽症で回復する人もいますが、中には、肺炎や脳症などを併発して重症化してしまう人もいます。

	インフルエンザ	風邪
症状	38度以上の発熱 全身症状（頭痛、関節痛、筋肉痛など） 局所症状（のどの痛み、鼻水、くしゃみ、咳、など） 急激に発症	発熱 局所症状（のどの痛み、鼻水、くしゃみ、咳、など） 比較的ゆっくり発症
流行の時期	12～3月（1月～2月がピーク） ※4月、5月まで散発的に続くことも	年間を通じて。特に季節の変わり目や疲れているときなど

インフルエンザから身を守るためには？

- (1) 正しい手洗い
- (2) ふだんの健康管理
- (3) 予防接種を受ける
- (4) 適度な湿度を保つ
- (5) 人混みなど外出を控える



感染した際に他の人に移さない為には？

熱が下がっても、インフルエンザウイルスは体内に残っています。周囲の人への感染を防ぐため、熱が下がった後も、インフルエンザウイルスは体外へ排出されるので、数日は学校や職場などに行かないようにし、自宅療養することが望ましいでしょう。最後に咳エチケットを紹介します。

- マスクを着用する
- くしゃみをする際はティッシュ等で口と鼻を覆う
- 口と鼻を覆ったティッシュはすぐにゴミ箱へ
- くしゃみや咳の際には他の人から顔をそらす
- こまめに手洗い

参考文献：政府広報オンライン

### ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

- ・製造業その他 … 資本金3億円または従業員300人以下
- ・卸売業 … 資本金1億円または従業員100人以下
- ・小売業 … 資本金5千万円または従業員50人以下
- ・サービス業 … 資本金5千万円または従業員100人以下

2.社名のご変更 3.代表者のご変更 4.ご住所・TEL・FAX等のご変更

5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類（登記簿謄本等）のご提出をお願いしております。

●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

### 編集後記

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年の年に当たります。明治以降、日本は近代化の歩みを進め、若者や女性が、外国人から学んだ知識を活かし、新たな道を切り拓き、日本の良さや伝統を生かした技術・文化を生み出してきた歴史を再認識する取り組みも行われているそうです。温故知新とあるように昔の事をたずね求めて、そこから新しい知識・見解を導いていけるように、これからも組合員の皆様へ誌面を通じて様々な情報を的確に提供してまいります。